



1969年7月8日(火曜日)

## 公 報

- 鑑定、研究、試作又は加工(以下「依頼試験等」といふ。)の依頼について  
は、この規程の定めるところによる。
- 2 研究に依頼試験等をしようとする者は、別表一別表二又は別表三に定め  
る手数料を琉球工業研究指導所長(以下「所長」という。)に納付しなけれ  
ばならない。ただし、所長は、營利を伴わず、かつ、琉球工業の振興に有益  
であると認められるときは、通商産業局長の承認を得て、手数料を免除する  
ことができる。
- 3 所長は、手数料をあらかじめ定め難いときは、後納させることができる。
- 第二条** 前条に規定する手数料は、収入印紙を依頼書または複本請求書にあり  
つけて納めるものとする。
- 第二条** 前条に規定する手数料は、返還しない。ただし、所長が特別の事由  
があると認めたときは、この限りでない。
- 第三条** 研究に依頼試験等をしようとするものは、第一号様式又は第二号様式  
による依頼書に供試品を添えて、所長に申し込まなければならぬ。
- 2 前項の依頼書は、一社ひとと提出しなければならない。
- 3 供試品の数量は、依頼試験等に十分な数量とし、所長が必要と認めたとき  
は、再提出させ又は採取方法を提示することができる。
- 4 製造工程その他の研究を依頼しようとする場合は、これに必要な原料及び器  
材等はすべて依頼者の負担とするものとする。
- 第四条** 依頼試験等に応するものは、工業製品及びその原料その他工業に關係  
あるものとする。
- 第五条** 次の各号の1に該当するときは、依頼試験等に応じない。  
 1. 依頼試験等の必要がないと認められたとき。  
 2. 研究の業務その他の理由により所長が適当でないと認めたとき。  
**第六条** 供試品は、次の各号の場合を除くほか返還しない。  
 1. 依頼試験等に応じないものについては、その旨の通知があった日から1  
週間以内に返還請求があつたとき。  
 2. 依頼者が、依頼書に記載して返還を求め、かつ、所長が返還を適切と認  
めたとき。  
**第七条** 供試品の返還に必要な経費は、依頼者が負担しなければならない。  
 2. 依頼者は、試験結果に対し不備もしくは疑問があるときは、依頼試験  
等成績書を受領後三十日以内に異議を申し出るところである。

鑑定、研究、試作又は加工(以下「依頼試験等」といふ。)の依頼について  
は、この規程の定めるところによる。

2 研究に依頼試験等をしようとする者は、別表一別表二又は別表三に定め  
る手数料を琉球工業研究指導所長(以下「所長」という。)に納付しなけれ  
ばならない。ただし、所長は、營利を伴わず、かつ、琉球工業の振興に有益  
であると認められるときは、通商産業局長の承認を得て、手数料を免除する  
ことができる。

3 所長は、手数料をあらかじめ定め難いときは、後納させることができる。

**第二条** 前条に規定する手数料は、収入印紙を依頼書または複本請求書にあり  
つけて納めるものとする。

**第二条** 前条に規定する手数料は、返還しない。ただし、所長が特別の事由  
があると認めたときは、この限りでない。

**第三条** 研究に依頼試験等をしようとするものは、第一号様式又は第二号様式  
による依頼書に供試品を添えて、所長に申し込まなければならぬ。

2 前項の依頼書は、一社ひとと提出しなければならない。

3 供試品の数量は、依頼試験等に十分な数量とし、所長が必要と認めたとき  
は、再提出させ又は採取方法を提示することができる。

4 製造工程その他の研究を依頼しようとする場合は、これに必要な原料及び器  
材等はすべて依頼者の負担とするものとする。

**第四条** 依頼試験等に応するものは、工業製品及びその原料その他工業に關係  
あるものとする。

**第五条** 次の各号の1に該当するときは、依頼試験等に応じない。  
 1. 依頼試験等の必要がないと認められたとき。  
 2. 研究の業務その他の理由により所長が適当でないと認めたとき。

**第六条** 供試品は、次の各号の場合を除くほか返還しない。  
 1. 依頼試験等に応じないものについては、その旨の通知があった日から1  
週間以内に返還請求があつたとき。

2. 依頼者が、依頼書に記載して返還を求め、かつ、所長が返還を適切と認  
めたとき。

**第七条** 供試品の返還に必要な経費は、依頼者が負担しなければならない。

2 前項の場合、再試験を要するときは、所長は、その手数料を免除するといふ  
ができる。

**第八条** 天災地変その他やむを得ない理由により、依頼試験中の供試品に損害  
を生じたときは、依頼者はその損害に対し、賠償を請求するとはできない。

**第九条** 依頼試験等成績書(第三号様式)は、所長が交付する。

2 前項の依頼試験等成績書の原本を必要とするものは、第四号様式による複  
本請求書を所長に提出するものとする。ただし、第三条第一項の依頼書に併  
記するものとする。

## 附 関

1)の指示は、公布の日から施行する。

## 別表1

## 依頼試験手数料

化 学 分 析	単 位	手 数 料	備 考
1 定 性 分 析	每1成分	0.40	ドル

(1) 極易なもの	每1成分	0.60	比較的簡単に定量
(2) 一般的なもの	"	0.80	一般的な定量分析
(3) 特殊なもの	"	1.00	(1)以外で特殊な分析法を採用

機 器 分 析	単 位	手 数 料	備 考
1 ガスクロマトグラフによる分析	每1試料	0.60	
(1) ガスクロマトグラム	"	0.70	
(a) 100°C以下	"	1.00	
(b) 100°C以上	"	1.20	
(c) 定性分析	"		

(3) 1969年7月8日(火曜日)

公報第54号

(3) 定量分析	每1試料	1.50				
(a) 100°C以下	"	2.00				
(b) 100°C以上	"	3.00				
(4) 付属装置を使用するもの						
2 ポーラログラフによる分析	每1成分	0.80				
(1) 定性分析	"	1.10				
(2) 定量分析	每1成分	0.80				
3 分光分析	"	0.80				
(1) 定性分析	每1成分	1.10				
(2) 定量分析	"	2.00	C,H,N,Corder による。			
4 有機元素分析	每1成分	0.40	炎光、光電比色等			
5 その他の機器による分析	每1成分	0.80	3 浸染試験			
(1) 定性分析	"		4 摩擦試験			
(2) 定量分析	"		1 製料部局判定試験	1 点	0.30	JIS規格の6級までとする。
			2 耐光試験	"	0.30	
			3 洗濯試験	"	0.30	
			4 汗試験	"	0.30	
			5 試作及び加工	"	0.30	
1 この表に定めてない依頼試験を行なう場合の手数料はその都度通商産業局長の承認を得て所長が定める。			1 糸の染色	1 点	0.60	
2 標本手数料は1通につき30セントとする。			2 布の染色	"	0.60	
別表2 依頼試験手数料			3 糸の精練	"	0.30	
依頼試験の種類	単位手数料	備考	4 糸の漂白	"	0.30~0.50	
糸の試験	"	下記	5 織物の精練	"	0.50~1.00	
1 引張強さ及び伸び試験	1 点	1試料を1点とする。	6 織物の漂白	"	0.50~1.00	
2 番手(織度)試験	"	"	7 織物の整理仕上	"	0.50~1.00	
3 糸長試験	0.30	"	委託試作	"	0.30~1.00	
			1 織物の試作	1 反実費	0.30~1.00	
			2 手工芸品の試作	1 反実費	0.30~1.00	

1969年7月8日(火曜日)

## 標

## 木材強弱試験

1 引張試験	1 点	0.80
2 曲げ試験	"	0.80
3 圧縮試験	"	0.80
4 剪断試験	"	0.80
5 剥裂試験	"	0.80
6 硬度試験	"	0.80
接着力試験		
1 常態試験	1 点	0.60 試験のみ
2 耐火試験	"	0.60
3 合板常態試験	"	0.60
含水率測定		
1 含水率	1 点	0.60 潜乾重量法による場合

複本手数料は1通につき30セントとする。

別表3

## 依頼研究手数料

依頼研究を行なう場合の手数料は、その都度通商産業局長の承認を得て所長が定める。

## 第1号様式(B5用紙)

( ) 依頼類書

取入印  
てん付した取入印紙の額

印紙

琉球工業研究指導所長殿

- 1 品名及び数量
- 2 产地又は製造地及び製造者
- 3 依頼事項
- 4 現品の返還の要否
- 5 成績の複本を請求する場合はその種類及び数量
- 6 その他必要事項

上記のとおり  
を依頼します。

年月日

依頼者住所

(電話番号)

氏名または名称

印

0060

(5) 1969年7月8日(火曜日)

公報

## 研究依頼書

年 月 日

筑波工業研究指導所長殿

第 号

## 成績書

依頼者 住所  
氏名または名称申請者 住所  
氏名(名前および代表者氏名) 画

品名および数量

下記のとおり研究を依頼します。

19 年 月 日をもって依頼者から当所に提出した上記現品の  
( )の結果は次のとおりである。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究実施期間についての希望
- 5 研究用資材および設備の提供についての希望

研究指導所長

印

19 年 月 日

1969年7月8日(火曜日)

## 公 告

第4号様式(B5用紙)

收 入  
印 紙

てん付した取入印紙の類

流域工業研究指導所長殿

( ) 植本請求書

訓令第114号

題

申

一九六九年七月八日

行政主席 屋良朝苗

那覇商港港務所職員の被服及び貸与規程の一節を改正する訓令を次のように定める。

那覇商港港務所職員の被服及び貸与規程(一九六五年訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

地	質	黒のウールステンダードヤバジン
---	---	-----------------

地	質	黒のウールステンダードヤバジン
男	男	両前折えり式前面に各三個のボタンを二行につける。左上部に一個、左右下部に各一個の物入をつけ、下部の物入には蓋をつける。
女	女	折えり式とし、左上部及び下部両側にボケツとをつける。三個のボタンを一行につける。

形狀は図のとおり。

衣	上	冬
制式	地	質
男	男	両前折えり式前面に各三個の金ボタン(大)を二行につける。左上部及び下部両側にボケツとをつける。左右両袖には各三個の金ボタン(小)をつける。
女	形狀は図のとおり。	形狀は図のとおり。

衣	上	冬
制式	地	質
男	男	両前折えり式前面に各三個の金ボタン(大)を二行につける。左上部及び下部両側にボケツとをつける。左右両袖には各三個の金ボタン(小)をつける。
女	形狀は図のとおり。	形狀は図のとおり。

に、

び及ンボズ夏 トーカス夏		び及ンボズ夏 トーカス夏		夏 上 衣		夏 上 衣	
制式	地 質	制式	地 質	制式	地 質	制式	地 質
女	男	女	男	男	黒のテトロンウールボーラ生地	女	冬上衣の制式と同じ
冬スカートの制式と同じ	カーキー色のテトロンウール、トロピカル生地	冬ズボンの制式と同じ	冬ズボンの制式と同じ	冬上衣の制式と同じ	冬上衣の制式と同じ	冬上衣の制式と同じ	冬上衣の制式と同じ

に。

を

に

を

金ボタン(小)		金ボタン(大)		衣 上 略 夏		衣 上 略 夏	
制式	地 質	制式	地 質	制式	地 質	制式	地 質
開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個のボタンをつける。左右上部に各一個のボタンで留める。形状は図のとおり。	白のテトロン	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個のボタンをつける。左右上部に各一個のボタンで留める。形状は図のとおり。	白のテトロン	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個のボタンをつける。左右上部に各一個のボタンで留める。形状は図のとおり。	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個のボタンをつける。左右上部に各一個のボタンで留める。形状は図のとおり。	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個のボタンをつける。左右上部に各一個のボタンで留める。形状は図のとおり。	開きん型半そで式とし、前面中央を開き、四個のボタンをつける。左右上部に各一個のボタンで留める。形状は図のとおり。
別表の男子職員の上衣の図の次に次のように加える。 改める。	金ボタン(小)	金ボタン(大)	金ボタン(小)	金ボタン(大)	金ボタン(小)	金ボタン(大)	金ボタン(小)

附 則  
この訓令は、公布の日から施行する。

1969年7月8日(火曜日)

## 公報

## 農林局事項

## 農林局訓令第六号

くん蒸における人身事故及び公害を未然に防止するため植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱を次のように定める。

一九六九年七月八日

農林局長 稲長林正

## 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱

## 第一 サイロくん蒸における危害防止対策

## くん蒸を認める場合の条件

当該くん蒸を実施するサイロは植物防疫所長が指定するサイロであつて、かつ、次の各条件に適合すると植物防疫所長の認める者により当該くん蒸が実施されること。

- (1) 農業取締法第十六条の規定に基づき行政主席に防除業者として届出を行なつている者または輸入者若しくは管理者であること。
  - (2) 植物検疫くん蒸について十分な経験と技術を有する者であること。
  - (3) 二名以上で作業班を編成している者であること。
  - (4) ガス検定器、防毒マスク、救急薬品等のくん蒸器材および救急器材が十分整備されている者であること。
  - (5) 作業主任者としてサイロくん蒸について十分な経験を有し、かつ、植物防疫所の危害防止に関する講習会の受講者であつて、受講効果の十分あがつたと認められる者を任命していること。
  - (6) 植物防疫所長の指示する危害防止対策およびくん蒸技術に関する調査を実施できる体制の整備されている者であること。
- 二 くん蒸作業に係る措置
- くん蒸を実施する場合には次に掲げる事項を完全に実施すること。
- なお、各事項末尾の「」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

- (1)くん蒸前
  - アくん蒸実施方法 ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置（急救手当、医師への連絡等）等危害防止上必要な事項をあらかじめ

くん蒸施設の所有者（管理者を含む。以下同じ。）および荷役業者等に十分説明しておくこと。「防除業者または輸入者もしくは管理者であつて、当該くん蒸を実施する者、以下（くん蒸者）という。」

イくん蒸作業は、作業主任者の指揮監督のもとに行なわせること。  
「くん蒸者」

ウあらかじめサイロの管理者、荷役業者および作業主任者の間で授業、時刻、開放時刻および荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について協議すること。「作業主任者」

エサイロ内および授業場所の周囲にくん蒸者以外の者がいないことを確認すること。「作業主任者」

オ人の出入するね所には「くん蒸実施中、立入禁止」の朱書の表示をすること。「作業主任者」

カ開孔部の完全密閉とその確認を行なうこと。「作業主任者」

キくん蒸器材および救急器材の点検を行なうこと。「作業主任者」

クガス循環装置その他くん蒸施設の点検を行なうこと。「くん蒸施設の所有者および作業主任者」

## (2)くん蒸中

アくん蒸実施者は、必ず防毒マスクを着用し授業前後の人数を確認すること。「作業主任者」

イ投葉後は、ガスマレの有無を縦密に点検し、ガスマレを認めた場合は速やかに防止措置を確実に講ずること。「作業主任者」

ウくん蒸中ガスの漏洩点検を定期的に行なうこと。「くん蒸施設の所有者」

## (3)ガス開放時

ア周囲に有毒ガス排出されることをサイロおよび荷役の関係者等に知らせるとともに想限度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については、立入を禁止しその旨を表示すること。「作業主任者およびくん蒸施設の所有者」

イ風向、人家の有無および周囲における作業の状況等を考慮し安全を確認して開放すること。「作業主任者およびくん蒸施設の所有者」

ウ開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。「作業主任者およびくん蒸施設の所有者」

(9) 1969年7月8日(火曜日)

## 公報

## (4) 開放後

ア 投薬後のガス容器は、残存ガスの危険のないことを確認して必ず安全処理すること。「作業主任者」

イ 荷役作業の開始に先立つて、作業場所のすみずみに至るまでガス濃度が想定度以下であることを確認すること。「くん蒸施設の所有者および作業主任者」

ウ 「くん蒸実施中立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第必ず撤去すること。「くん蒸施設の所有者」

## 第一 倉庫くん蒸における危害防止対策

第一のサイロにおける危害防止対策を適用するものとし、さらに次の点に注意すること。

一くん蒸を実施する倉庫は、植物防疫所長が指定する倉庫であつて次に掲げる条件に適合していること。

(1) 当該倉庫と学校病院住宅との距離が三メートル以上または、ガス排出装置のない倉庫であつてガスを排出する場所と学校、病院、住宅等との距離が十五メートル以上のこと。

(2) 庫内にガス攪拌装置のあるものは、防爆または耐爆性のものであること。

(3) 青酸ガス倉庫くん蒸を実施する倉庫は、前記(1)および(2)のほか、原則として外部より投薬できる装置および除毒装置があること。

二青酸ガスくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。  
なお、各事項末尾の「」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

(1)くん蒸実施者は、長袖作業衣の着用等により皮膚の露出部分をできる限り少なくすること。「作業主任者」

(2)投薬直後から開放後安全が確認されるまでの間、監視員を配置して第三者の立入りを禁止すること。「くん蒸者荷役業者および施設の所有者」

(3)青酸ガス用防毒マスク(面体は全面型に限る)を使用すること。「くん蒸者荷役業者および施設の所有者」

## 第三 大材天幕くん蒸に関する危害防止対策

## 一くん蒸を認める場合の条件

木材天幕くん蒸は、次に掲げる条件をすべて満している場合にのみ許可するものとする。

(1)当該くん蒸が行なわれる場所は指定港(植物防疫法施行規則第九条に

掲げる港をいう。)または植物防疫所長が認めた港域外の場所であつて民家、学校、病院、公共道路から十五メートル以上離れており、かつ、

第三者の立入りを阻止する柵、鉄条などで囲まれていること。

(2)次の各条件に適合すると植物防疫所長の認める者により当該くん蒸が実施されること。

ア 農業取締法第十六条の規定に基づき行政主席に防除業者として届出を行なっている者または、輸入者若しくは管理者であること。

イ 検疫くん蒸についての十分な経験と技術を有する者であること。

ウ 二名以上で作業班を編成している者であること。

エ ガス検定器、防毒マスク、天幕、救急薬品等のくん蒸器材および救急器材が整備されている者であること。

オ 作業主任者として、木材天幕くん蒸についての十分な経験を有しがれ、植物防疫所の危害防止に関する講習会の受講者であつて受講効果の十分あがったと認められる者を任命していること。

カ 投薬直後から開放後安全が確認されるまでの間、監視員を配置して第三者の立入りを禁止する体制の整備されている者であること。

キ 植物防疫所長の指示する危害防止対策およびくん蒸技術に関する調査を実施できる体制が整備されている者であること。

## 二くん蒸作業に係る措置

くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。  
なお、各事項末尾の「」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

## (1)くん蒸前

アくん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状、緊急事態発生の際の措置(危害手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者(管理者を含む。以下同じ。)荷役業者等に十分説明しておくこと。「くん蒸」

イ 作業主任者を定め、その指揮監督のもとに作業を行なわせること。「くん蒸者」

ウ 投薬時刻、開放時刻および荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめくん蒸場所の管理者、荷役業者および作業主任者の間で協議すること。「くん蒸者」



(11) 1969年7月8日(火曜日)

## 公 報

那覇市牧志町二の一六番地

宇根良正

コナ市字諸見里二二三番地

内間由子

コナ市字諸見里七八六番地

津嘉山正恒

那覇市若狭町一の一四四番地

比嘉春子

那覇市前島町一の五番地

山入端博

那覇市字田原二二五番地の一八

上原トシ子

## 会計検査院事項

## 会計検査院規則第五号

会計検査院法(一九五三年立法第三十二号)第三十六条の規定に基づき、会計検査院審査規則を次のとおり定める。

一九六九年七月八日

会計検査院長 玉盛隆起

## 会計検査院審査規則

第一条 会計検査院法第三十三条の規定により、会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いに關し、利害關係人が行う審査の要求に關する取扱は、この規則の定めるところによる。

第二条 審査を要求しようとする者は、その要求の要點、理由、訴訟の提起又は審査請求その他の不服申立ての有無及び要求者の職業、住所、年令を記載した審査要求書に記名捺印し、証拠書類を添え、これを会計検査院に提出しなければならない。

前項の要求書には第六条の規定に該当しないことを明らかにしなければならない。

審査要求書は、正副二通を提出しなければならない。

多数の者が共同して審査を要求する場合には、そのうちから、三人以内の

総代人を選び、これに委任しなければならない。

第二条の二 審査要求書は、主務官庁その他の責任者を經由して提出する」とができる。

前項の場合には、主務官庁その他の責任者は、直ちに、審査要求書の原本を会計検査院に送付しなければならない。

第三条 会計検査院は、審査の要求を受理し又は受理しないと決定したときは、直ちに、その旨を審査要求者及び主務官庁その他の責任者に通知する。

会計検査院は、審査の要求を受理すると決定したときは、審査要求書の副本を主務官庁その他の責任者に送付する。

会計検査院から審査の要求を受理する旨の通知を受けたときは、主務官庁その他の責任者は、当該審査の要求の内容を調査し、これに対する意見書を会計検査院に提出しなければならない。

第四条 審査は、文書についてこれを行なう。

会計検査院は、必要に応じ審査要求者又は関係者の口頭説明を求め若しくは実地につき、調査する。

第五条 会計検査院は、審査の結果是正を要するものと判定したときは、主務官庁その他の責任者に対し、審査判定書を発するとともに、その旨を審査要求者に通知する。

会計検査院は、審査の結果是正を要しないものと判定したときは、その旨を第三条第一項の関係者に通知する。

第六条 利害關係人は、会計事務を処理する職員の会計経理の取扱の日から五年を経過したときは、審査の要求をすることができない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事選舉金事項

## 人事選舉金告示第1号

琉球政府公務員法第5条第1項の規定に基づき、琉球政府公務員昇任試験を次のとおり施行する。

1969年7月1日

琉球政府人事委員会

昭和44年7月8日曜日

公

1 試験対象職種 5級警察官、6級警察官	試験地	試験場	区	城	区	分
2 受験資格	那覇	警察学校	警察本部、那覇、糸満、与那原各警察署管内			
(1) 5級警察官 6級警察官(巡回部長)に引き続き2年以上勤務している者	那覇	那覇警察署	コザ、石川、普天間、嘉手納各警察署管内			
(2) 6級警察官 7級警察官(巡回)に引き続き2年以上(初任科教養期間を除く)勤務している者	古賀	古賀警察署	名護、渡久地各警察署管内			
※ 勤務期間計算の方法 勤務期間の計算は、1969年7月1日現在とし、1ヶ月未満は1ヶ月として計算する。	八重山	八重山警察署	宮古警察署管内			

イ 試験地・試験場・区域区分							
試験地	試験場	区	城	区	分		
那覇	警察学校	警察本部、那覇、糸満、与那原各警察署管内					
古賀	那覇警察署	コザ、石川、普天間、嘉手納各警察署管内					
八重山	古賀警察署	名護、渡久地各警察署管内					
	八重山警察署	宮古警察署管内					
	八重山警察署管内						
4 第1次合格者の発表 9月下旬に人事委員会、警察本部に掲示するほか、合格者に通知する。	5 第2次試験 (1) 試験の方法						
ア 教養試験 5級警察官、6級警察官に在職する初級幹部警察官として必要な一般教養および能力について採一式による筆記試験							
イ 専門試験 憲法、刑法、行政法、刑事訴訟法、刑事警察、保安警察、警察法警務、鑑識の8科目について記述式または採一式による筆記試験							
(2) 試験日時 ア 試験日時							
8月30日(土)	8月31日(日)	8月30日(土)	8月31日(日)	8月30日(土)	8月31日(日)	8月30日(土)	
時 間	試験科目	時 間	試験科目	時 間	試験科目	時 間	
午前8時40分～10：00 10時30分～正午	憲 法 行 政 法	午前8時40分～10：10 10時20分～11：50	刑 事 訴 訟 法 刑 事 警 察	午後1時～3：00 3時20～4：50	保 安 警 察 警 察 法 警 務	午後1時～2：30 2時40分～4：10 4時20分～5：50	警 察 法 警 務 鑑 識

※ 受験者入室

午前8時20分、午後12時30分

午前8時20分、午後12時30分

7 最終合格者の発表  
第1次試験、第2次試験、身上調査の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定する。最終合格者は10月下旬に人事委員会および警察本部に掲示するほか、合格者に通知する。

8 受験手続  
(1) 申込手続

受験希望者は警察本部警務課および各警察署から申込用紙の交付を受け

(13) 1969年7月8日(火曜日)

(5) 試験日時および試験地・試験場 ア 試験日時
8月30日(土) 8月31日(日)
午前8時40分～10時10分 憲法 午前8時40分～10時10分 刑法
午後1時～3時 義義 午後1時～2時30分 行刑法
※ 受験者入室 午前8時20分 午後12時30分
試験地・試験場 那覇第一警察学校
官古・八重山警察署
八重山一八重山警察署
4 第1次合格者の発表
9月下旬に人事委員会に掲示するほか合替者に通知する。
5 第2次試験
(1) 試験の方法
第1次試験合格者に対して、口述試験および術科試験を行なう。
ア 口述試験
主として、担当職務等を通じての物の考え方、指導性、適応性等について評価します。
イ 術科試験
点検操縦および武道(柔道、剣道のうち1科目選択)について評価します。
6 身上調査
勤務状況等について調査します。
7 第2次試験日
10月上旬
8 最終合格者の発表
第1次試験、第2次試験、身上調査の結果を総合的に判定し、最終合格者
(1) 試験の方法
ア 教養試験および専門試験
イ 専門試験
4 級きよう正職、5 級きよう正職に在職する初級幹部(准務官として必要な一般教養および能力について同一式による筆記試験を行なう。
または採一式による筆記試験

1969年7月8日(火曜日)

報

を決定する。最終合格者は10月下旬に人事委員会に掲示するほか合格者に通知する。

## 9 受験手続等

(1) 中込手続  
受験希望者は、各刑務所から申込用紙の交付を受け、必要事項を記入し、写真1葉を貼付して、7月15日までに各刑務所総務課へ提出してください。

## (2) 受験番号の通知

受験番号は人事委員会で受験票に記入のうえ、通知します。

(3) 試験に関する問合せ  
試験についての問合せ等は人事委員会事務局へしてください。

## 公 告

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により、一九六九年七月十九日指令四号で指定した道路の位置を次のとおり変更する。

一九六九年七月八日

行政主席 屋 良 朝 苗

一 申請人住所 那覇市下泉町二十一番地の一  
氏名 外 間 政 幸

## 11 道路位置の変更

中 員	変 更 道 路	關 係 地 番
四・〇〇M	四八・〇〇M	宜野湾市宇志真志五七五、五七七、五七四 五六三、五六四、五六二 五六一、五六八、五五九 五四、五三一、五六五 五二九、五七三、五六〇 五六七、五七一、五三二

一 日時 一九六九年七月二十九日  
二 場所 那覇市美栄橋一〇二 通産局金融検査室  
三 被聴聞者の住所・氏名  
宜野湾市真志喜五一番地  
ザキヤピタル インショランス アンド ハコアティガノパニー

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定をした  
から次のとおり公告する。

一九六九年七月八日

行政主席 屋 良 朝 苗

一 申請人住所 那覇市下泉町二十一番地の一  
氏名 外 間 政 幸

第54号

失踪に関する届出の催告

1968年（家）第1,300号

鳥兒都知念村字久高72番此地

શાસ્ત્ર પત્ર

三

奏  
黑  
活  
明治  
生  
年  
月  
日

1969年7月3日

卷之三

上記の不在者に対し紀念村守久高72番地安里カマから失踪宣告の申立があり  
本件は1972年1月25日午後10時までに当該箇所に生査の届出をして  
生毎月目 明治34年5月6日生

下さい。届出のない場合は失踪宣告を受けることになります。また不在で死を知っている者は、上記期日までにその旨当裁判所に届け出て下さい。

卷之三

1963年少第833号

那醜家庭裁判所  
1963年少第833号  
1969年7月3日

押収物通知書

本件は特許権の侵害である。被控訴人は、本件の特許権によつて保護される技術を用いて、同種の機械を製造販売する。又本件は、被控訴人の行為によるものである。

四

68年押第97号

坤貞物語

卷之三

**押収物還付公告**  
左記押収物は還付不能につき、刑訴法第310条により公告する。受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

琉球政府公務員採用臨時上級試験公告  
琉球政府公務員法第二十四条の規定に基づき、琉球政府公務員採用臨時上級試験を次のとおり告知する。

1968年少第739号  
1969年7月3日

那樹家鑄鐵所

押坂物遺付公語

左記特許権は還付不能につき、刑事訴訟法 第510条により公告する。受取人は本件より6ヶ月以内に還付の請求をして下さい。

1969年7月8日(火曜日)

公 報

## 二 受験資格

次の各号の一に該当する者は、男女の別を問わずこの試験を受験できる。

ただし、琉球に本籍を有しない者、琉球政府公務員法第十九条に該当する者および在学中(専門部)の者は受験できない。

1 一九四五年四月一日以前に生れた者

2 学校教育法に規定する大学(短期大学を除く)の学部を卒業した者

## 三 第一次試験

## 1 方 法

教養試験および専門試験を行ないます。

## ア 教養試験

一般教養および知能について択一式による筆記試験を行ないます。

## イ 専門試験

各試験区分に応じた専門分野における基礎的知識、能力、技術等について記述式または択一式による筆記試験を行ないます。

専門試験の出題分野はおおむね「専門試験出題分野一覧表」のとおりであり、試験問題の出題方法は、科目別に行なわず専門試験として総合的に出題します。ただし、法律関係職については各科目別に行ないます。

## 2 試験日時および試験地・試験場

## ア 試験日時

一九六九年八月三十一日(日)

受験者入室 午前九時三〇分

教養試験 午前十時正午

専門試験 午後一時三〇分 午後五時

## イ 試験地・試験場

那覇人事委員会

宮古・宮古地方庁

八重山・八重山地方庁

## 3 第一次合格者の発表

九月中旬に第一次合格者を発表し、人事委員会に掲示するほか合格者に通知します。

## 四 第二次試験

## 1 方 法

第一次合格者に対し、口述試験および身体検査を行ないます。

## ア 口述試験

主として人物および適応性について評価します。

## イ 身体検査

職務遂行に必要な身体的適性を有するかどうかを検査します。

## 2 試験日および試験地・試験場

## ア 試験日

一九六九年十月初旬

## イ 試験地・試験場

那覇人事委員会

宮古・宮古地方庁

八重山・八重山地方庁

## 五 身上調査

第一次合格者について、受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等についての調査をします。

## 六 最終合格者の決定および発表

第一次試験、第二次試験および身上調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、十月下旬に発表する。

## 七 採用の方法

合格者は各試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて推せんされ、採用者が決定されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は原則として一年間です。

## 八 給 与

この試験に合格し、採用された者の初任給は次表のとおりであり、このほか法令の定めるところにより諸手当が支給されます。

## 九 受験手続

試験区分	初任給
二級一般事務職	九十三ドル
法律関係職	九十八ドル四〇セント
四級気象職	

受験申込用紙の交付  
受験申込用紙は、人事委員会事務局、宮古地方庁総務課、八重山地方庁総務課において交付します。

(17) 1969年7月8日(火曜日)

公報

## 2 受験申込方法

この試験を受験希望する者は、申込用紙の交付を受け、必要事項を記入押印し、写真一枚貼付して人事委員会事務局、宮古地方庁総務課、または八重山地方庁総務課のいずれかへ提出してください。

## 3 受付期間

一九六九年七月一日(火)から七月二十一日(月)までの間、平日の午前八時三〇分から午後五時(土曜日は正午)まで受付けます。郵送による申込みは、一九六九年七月二十一日までの消印のあるものに限り受付けます。

## 十 試験に関する問合せ等

1 受験手続その他の試験に関する問合せは人事委員会事務局へしてください。

2 申込用紙等の請求、試験に関する問合せ等郵便によつてする場合は三セント切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封してください。

3 郵便で申込書を送付する場合は受験票の該当欄に必ず所定の切手をはり、封筒に「上級試験」と朱書きしてください。

## 専門試験出題分野一覧表

試験区分	科 目 分 野
二級一般事務職	法律概論、憲法、行政法、民法、刑法、社会学、政治学等
法律関係職	憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法
四級気象職	物理学通論、気象学(気候学、気象力学、高層気象学、天文学、地理学)、地殻物理学(地震学、地質学、海洋学)、数学等

職務の概要	試験区分	職 業	概 要
三級法務職	二級一般事務職	争訴、民事、検察行政、刑務行政、人権擁護、登記、戸籍事務等の法務行政事務	比較的高度の知識に基づいて行なう書記的業務

法 律 関 係
三級法務職
三級檢察補佐職
三級裁判所書記職

事件の上訴、抗告もしくは犯罪票の作成、前科の調査、または検察官の行なう取調べの立合、調書の作成等の業務に關する補助的業務

裁判所において事件の受付、訴訟書類の検閲、分配、公判、口頭弁論、証拠調査の立合、調書の作成、訴訟上の事項の証明、執行文の附与、記録、裁判原本の保存等の業務

気象の観測、予報または調査、研究等の専門技術的業務

1969年7月8日(火曜日) 公

報(1961年1月6日第三種郵便物認可)

第54号(18)

販売所	発行所
大同印刷工業株式会社 總務局財務部用度課	總務局涉外広報部文書課

公報第54号

0074